
【ゴルフスクール】

4 月期・5 月期の救済処置について

2020 年 5 月 4 日

ゴルフスクールにご在籍のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症対策にともなう休業対応についてご案内をさせていただきます。

【4 月期の対応について】

4 月期に一度も受講されなかった方は 4 月期分の月会費を全額 6 月期に充当いたします。

4 月期に一度でもご参加いただいた方は 1 週分の受講料のみ頂戴し、3 週分は 6 月期に充当いたします。さらに無期限チケットを 1 枚お渡しいたします。

【5 月期の月会費について】

5 月期の月会費は 6 月期分に充当させていただきます。

4 月期の月会費で 3 週分を 6 月期へ充当された方は 4/27(月)に 1 週分のみ 6 月期分としてお引き落としがかかります。

全額充当の方は 4/27(月)の口座引き落としはございません。

【6 月期の月会費について】

5/27(水)の口座引き落としはございません。

※休会手続き等、在籍状況によって一部お引き落としをさせていただく方がございます。

【その他】

6 月期のご予約は 5/31(日)より承ります (WEB振替システムも同様)